

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

スーパー・コート東大阪

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています
(東大阪市指定第 2795000443号)

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 定期巡回の内容
4. 利用料金、その他の費用の請求および支払方法について
5. サービス利用に関する留意事項
6. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法
7. 虐待防止について
8. 秘密の保持と個人情報の保護について
9. 損害賠償について
10. 契約の終了について
11. 当事業所介護に関する相談・苦情について
12. 緊急時（事故発生時）の対応
13. 加算について
介護職員処遇改善加算の算定要件

最終ページにご署名・ご捺印をお願いいたします

定期巡回・随時対応型訪問介護看護重要事項説明書

当事業所は利用者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の内容や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

事業者名称	株式会社 スーパー・コート
代表者氏名	代表取締役 山本 晃嘉
法人所在地	大 阪 市 西 区 西 本 町 1 丁 目 7 番 7 号 T E L 0 6 - 6 5 4 3 - 2 2 9 1 F A X 0 6 - 6 5 4 1 - 9 0 0 7

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	スーパー・コート東大阪 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
介護保険指定事業者番号	東大阪市指定第2795000443号
事業所所在地	大阪府東大阪市友井2丁目15番34号ブラン シェC101 T E L 0 6 - 6 7 3 6 - 4 8 5 3 F A X 0 6 - 6 7 3 6 - 4 1 5 7
事業実施地域	東大阪市 日常生活圏域（金岡、長瀬、弥刀、 柏田）

(2) 事業の目的および運営方針

・事業の目的

要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、身体介護・生活援助その他の日常生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

・運営方針

利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、東大阪市や他の保健医療サービスおよび福祉サービス事業者、地域との連携に努め、懇切丁寧なサービスを提供する。また、常に介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(3) 事業所の営業日と営業時間

- ・営業日及び営業時間 24 時間 365 日

(4) 事業所の職員体制

- ・事業所の管理者 1 名 常勤兼務 (オペレーターと兼務)
- ・オペレーター 1 名 常勤兼務
(計画作成責任者、定期・随時訪問介護員と兼務)
- ・オペレーター 6 名 非常勤兼務
(随時訪問介護員と兼務)
- ・オペレーター 4 名 常勤兼務 2 名、非常勤兼務 2 名
(看護職員と兼務)
- ・看護職員 2 名 常勤兼務 (オペレーターと兼務)
- ・看護職員 2 名 非常勤兼務
- ・計画作成責任者 1 名 常勤兼務 (オペレーター、随時訪問介護員と兼務)
- ・随時訪問介護員 18 名 非常勤兼務 (オペレーター、定期訪問介護員と兼務)
- ・定期訪問介護員 18 名 非常勤兼務 (随時訪問介護員と兼務)

3. 定期巡回の内容

(1) オペレーションセンターサービス

あらかじめご利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、ご利用者又はそのご家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取ります。

(2) 定期巡回サービス

ご利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービス提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(3) 随時対応サービス

ご利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口にご利用者からの電話回線その他の通信装置による連絡又は通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。

(4) 訪問看護サービス

自宅で療養される方が、安心して療養生活が送れますように、主治医の指示書を受けて訪問看護師が訪問いたします。指示書に従い、必要な清潔の援助や処置等、在宅療養の援助・指導を行います。

(5) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成。

必要に応じて、サービス内容に変更を柔軟に行います。

4. 利用料金について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度により異なります。以下は1ヶ月あたりの自己負担額です。通所介護を利用される方には、減算があります。

・デイサービス等通所系サービス利用時には、1日分の単価の3分の2相当額を日割り減算する。

・短期入所系サービス時には、短期入所系サービス利用日数に応じた日割り計算を行う。

	区分支給限度額	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	16765 単位	8312 単位	5697 単位
要介護2	19705 単位	12985 単位	10168 単位
要介護3	27048 単位	19821 単位	16883 単位
要介護4	30938 単位	24434 単位	21357 単位
要介護5	36217 単位	29601 単位	25829 単位

(2) 月途中からの利用開始の場合、日割り日額を乗じた利用料になります。

また、月途中での利用中止の場合は月額の利用料となります。

(3) ケアコール機は事務所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。

(4) ケアコールの端末機の故障・紛失・水没

ケアコール端末機の故障・紛失・水没については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

(5) 交通費

利用者の居宅が、通常の実施地域外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

(6) 利用料金のお支払方法

・利用料金、その他の費用の請求

利用料金、その他の費用は1ヶ月ごとに計算し、請求します。

請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月15日までにお届けします。

・利用料金、その他の費用の支払い

利用料金、その他の費用の支払いは、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

① 現金による支払い

当事業所窓口にてお支払いください。

② 事業者指定口座への振り込み

三菱 UFJ 銀行 信濃橋支店 普通預金 1 1 4 2 7 1 8

口座名義 株式会社スーパー・コート

※振込手数料は別途ご負担ください。

③ 郵便局自動払い込み利用による支払い

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービス提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その際、利用者及び家族等に対し、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は、「3. 定期巡回の内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス（以下「訪問介護サービス」という）の実施に関する指示・命令はケアマネージャーと密に連携をとり、把握したご利用者の心身の状況に応じて柔軟に事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたり、看護職員の定期的なアセスメントをふまえ、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者若しくは家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及び喫煙行為

⑤利用者若しくは家族等に対しての宗教活動・政治活動・営利活動

⑥その他利用者若しくはその家族等に対する迷惑行為

⑦身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）。

6. 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

鍵の管理場所・管理については、預り書を交わし、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。また、利用者・家族等の希望により協議の上、キーボックスを設置します。万が一、紛失した際は、直ちに管理者へ報告し、ご利用者、ご家族と協議の上、当法人負担により鍵の交換設置をいたします。

7. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 研修等を通じて従業者の人権意識の向上や、知識や技術の向上に努めます。

② 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。

③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取組める環境の整備に努めます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

・利用者およびその家族等に関する秘密の保持

事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。

- ・ 個人情報の保護

事業者およびサービス従事者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止しなければならない。

9. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失がある場合には、事業者の損害賠償義務を減免する場合があります。

10. サービスの中止について

サービスの利用中止については、2 日前までに利用者から中止の申し入れを原則とします。申し入れがない場合は、継続してサービスの提供にあたります。

1 1. 当事業所介護に関する相談・苦情について

事業者は、自ら提供した訪問介護サービスに対する利用者の要望、苦情等に対して、迅速かつ適切に対応します。

- ・当事業所に対する相談・苦情は以下の窓口で受け付けます。

スーパー・コート東大阪 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所 管理者 原川 佳代子	所在地 大阪府東大阪市友井2丁目15番34号 ブランシェC101 TEL 06-6736-4853 FAX 06-6736-4157 営業日 365日営業 時 間 24時間営業
東大阪市福祉部指導監査室 施設課	所在地 大阪府東大阪市荒本北1丁目1番1号 TEL 06-4309-3315 FAX 06-4309-3813 営業日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間 午前9時00分～午後5時30分
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 営業日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 時 間 午前9時00分～午後5時00分

1 2. 緊急時（事故発生時）の対応について

- ① 事業者は、訪問介護サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- ② 訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村や利用者の家族、利用者に係る訪問介護事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ③ 利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

13. 加算について

<初期加算>

30 単位/日

利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について加算する。

<総合マネジメント体制強化加算>

1000 単位/月

<緊急時訪問看護加算>

315 単位/月

<生活機能向上連携加算（Ⅰ）>

100 単位/月

<介護職員処遇改善加算（Ⅰ）>

所定単位数（加算を含む基本単位）×13.7%（1 月につき）

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、創設される加算。

<介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）>

所定単位数（加算含む基本単位）×4.2%（1 月につき）

経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算

<介護職員等ベースアップ等支援加算> (2.4%)

所定単位数（加算含む基本単位）×2.4%（1 月につき）

介護職員等の更なる処遇改善を進めるための加算

<サービス提供体制強化加算>

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750 単位/月

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640 単位/月

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350 単位/月

※算定要件に該当した場合に限り算定。

年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住 所 大阪市西区西本町1丁目7番7号

事業者名 株式会社 スーパー・コート

代表者名 代表取締役 山本 晃嘉

事業所

所在地 東大阪市友井2丁目15番34号

ブランシェC101

事業所名 スーパー・コート東大阪

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

管理者名 原川 佳代子

説明者名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名(自署) _____ 印

自署が無理な場合の代筆者名 _____

家族

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

緊急連絡先

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

連絡番号 (_____) _____

割印

割印